徳島県地域商社育成支援実証実験事業
企画提案募集要項

１　趣旨

徳島県地域商社育成支援実証実験事業の実施に当たり、海外に向け、徳島県産食品を直接・安定的に輸出できる民間主導の体制構築のほか、県産食品を通じた徳島の認知度及びブランドイメージの向上を図るため、当募集要項により広く当業務実施に係る企画・提案を募集し、委託候補者を選定するものです。

２　企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件に該当する事業者から､公募により委託業務に関する企画提案を受け、徳島県が別に設置する選定委員会において内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と契約を締結します。

なお、契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、徳島県と提案者の双方が合意するに至った場合に契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。

３　事業の内容

（１）委託契約期間

契約締結の日から平成２７年３月２０日（金）まで

（２）事業対象地域

香港

（３）業務内容

徳島県産食品を直接・安定的に輸出できる体制を構築するため、日本の農林水産物輸出先第１位の香港において、現地パートナーの発掘、商流・物流の確立、現地でのフェアの開催、現地での営業活動等を行う。

（４）委託料上限額

５，０００千円（消費税及び地方消費税を含む。）

４　連絡先

徳島県国際戦略課グローバル戦略室（担当：南部）
〒770-8570　徳島県徳島市万代町１丁目１番地
電話番号：０８８－６２１－２３２０
ＦＡＸ：０８８－６２１－２８５１
Ｅ-ｍａｉｌ：nanbu_hidetomo_1@pref.tokushima.lg.jp

５　企画提案の参加資格

本業務委託の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たしている法人とします。

（１）　県内に本拠を有し、徳島県との緊密な連携体制が確保できる法人であること。

（２）　企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

（３）　企画提案書の受付期間中において、銀行取引停止処分を受けていないこと。

（４）　徳島県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。

６　募集要項の配布

当該募集要項は、徳島県のホームページからダウンロードして入手できます。

７　質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受付します。

（１）受付期間

平成２６年４月１４日（月）から４月２３日（水）までとします。

（２）受付方法

ファクシミリ又は電子メールにより、「４　連絡先」あてに質問票（様式１）を提出してください。

（３）回答方法

参加意思を事前に御連絡いただいた全ての者に対し、ファクシミリ又は電子メールにより、４月２５日（金）までに回答を送付します。

８　企画提案の参加手続

企画提案書の提出をもって企画提案への参加申込とします。

（１）提出物及び提出部数

提出物	様式	部数	
(1)企画提案書(送付文)	－	1	
(2)企画提案書	－	1	・Ａ４版とすること。 （記載内容） ・運営体制、主務担当者の経歴・資格、輸出業務に係るこれまでの実績 ・現地での販路開拓活動、プロモーション活動、物流・商流の確立イメージ等、仕様書に掲げる委託内容の執行に必要な内容 ・事業到達目標

(3)参考見積書	－	1	・積算内訳を記入すること。 （経費例） 出張旅費、フェア開催経費（看板作成費、什器リース料、現地販売員費等）、現地での営業活動費、通信費、消耗品費、翻訳費、貿易実務に係る経費　等
(4)添付書類	－	1	・提案者の登記事項証明書(履歴事項証明書) ・県税の納税証明書「県税（地方法人特別税を含む。）すべてに未納がないことの証明」 ※徳島県の東部県税局（自動車税庁舎を除く。)、南部総合県民局（経営企画部)、西部総合県民局（企画振興部）で発行されます。 （市役所・税務署等では発行されません。手数料として、徳島県収入証紙４００円が必要となります。）

（２）提出期限

平成２６年５月２日（金）まで

（３）提出方法

持参又は郵送により、「４　連絡先」へ提出してください。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付してください。

（４）留意事項

①　企画提案書提出後の再提出及び差替は、原則として認めません。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

②　提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しません。

③　他の補助金や委託事業費との重複がないよう御留意願います。

９　選定方法

（１）提出された企画提案書については、徳島県が別に設置する選定委員会において、別紙「評価基準」に基づき審査を行い、委託候補者を選定します。

（２）審査に当たっては、参加事業者によるプレゼンテーションを行います。ただし、提出された企画提案書及び参考見積書によっては、書類審査のみを行い、プレゼンテーションを実施しない場合があります。

なお、プレゼンテーションの日時、場所等については、別途対象者に通知します。

（３）次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外します。

①　上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。
②　企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
③　その他、企画提案書を委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき

10　審査結果

審査の結果については、すべての提案者に書面で通知します。（審査結果の通知は５月中旬頃の予定です。）

11　契約の方法

（１）委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託先候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。

（２）別添「仕様書」は、当該業務の最低水準を示すものです。したがって、委託候補者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、県と提案者との協議等の結果に基づき、業務の内容が追加され、又は修正される場合があります。

（３）委託先候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとします。

（４）委託候補者との契約の締結は、５月下旬頃の予定です。

12　その他

（１）この企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて参加者の負担とします。

（２）提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがあります。